

## 贈与資金で生命保険に加入する際の注意点

2013年度の税制改正で、2015年1月以降の基礎控除が縮小し、相続税の増税が決まっています。したがって、相続税対策は不可欠なものであり、その第一は生前贈与対策です。

対策の一つとして、現在、贈与税の非課税枠である年額110万円を子や孫の名義の口座に移し、子や孫名義で終身保険や個人年金保険に加入する方が増えています。

- 課税対象となる相続財産を減らせる
- 贈与者が死亡した際の死亡保険金は相続財産に含まれない
- 納税資金が不足した場合や教育資金が必要となった場合には、解約や減額すれば現金化も可能

そこで保険料贈与のポイントとして、昭和58年9月に国税庁から出ている「生命保険料の負担者の判定について」という事務連絡を転記します。

### 「生命保険料の負担者の判定について」

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合、もしくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法3(1)一、三、5)。

※生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。

2. 生命保険契約の締結にあたっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等としてその保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。

3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者および受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるといった事例が見受けられるようになった。

4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、(1)毎年の贈与契約書、(2)過去の贈与税申告書、(3)所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、(4)その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

つまり

- (1) 毎年の贈与契約書を交わすこと
- (2) 贈与額が110万円超の場合は贈与税の申告をすること
- (3) 親等が自分の確定申告で生命保険料の控除をしないこと
- (4) 子供等の預金口座に親等が振り込み、その預金口座から保険料が引き落としされているという事実を作ること等

こういったポイントが挙げられます。

保険料を支払う能力のない子供等への贈与については、年齢制限はありません。

ただし、贈与をするのが幼児であるときは、贈与をする親等が子供等名義の銀行口座を作り、通帳や印鑑は、親等のものとは区別して管理するのが望ましいでしょう。

保険料支払資金の贈与については、以上の点に気を付けて対策をする必要があります。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先